



各 位

平成27年4月27日

会社名 フジオーゼックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 深谷 研 悟
(コード番号 7299 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 藤川 伸 二
(TEL 0537-35-5973)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において平成27年6月24日開催予定の第87期定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第31条および第42条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第31条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第31条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる、取締役(取締役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する事ができる。</p> <p>② 当社は、会社法427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第31条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第42条 (監査役 of 責任免除) 当社は、会社法426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる、監査役(取締役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する事ができる。</p> <p>② 当社は、会社法427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第42条 (監査役 of 責任免除) 当社は、会社法426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる、監査役(監査役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する事ができる。</p> <p>② 当社は、会社法427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

平成27年6月24日(水)
平成27年6月24日(水)

以 上